

令和 2 年度
水素ステーション整備支援事業補助金
公募要領

奈良県の交付する水素ステーション整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）及び水素ステーション整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 目的

燃料電池自動車の普及を促進するため、県内で水素ステーションを設置する者に対し、水素ステーションの設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2. 交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であり、かつ、補助対象設備について一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」（以下「経済産業省補助金」という。）の交付決定を受けている者とする。

3. 交付条件

- 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号を満たす事業とする。
- (1) 経済産業省補助金の対象となる事業であり、奈良県内に水素ステーションを設置するものであること。
 - (2) 商用を目的とするものであること。

4. 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金、及び経費・管理費
補助金の額	補助対象経費に 6 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 50,000 千円を超える場合は、50,000 千円）以内の額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

5. 事業期間

補助事業の期間は、交付決定の日から**令和 3 年 3 月 31 日**までとし、令和 3 年 3 月 31 日までに事業及び支払を完了させるものとする。なお、**交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。**やむを得ない事由により交付決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、水素ステーション整備支援事業補助金指令前着手届（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。補助対象事業が令和 3 年 3 月 31 日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに水資源政策課へ相談し、その判断に従うこと。

6. 交付申請書の提出

(1) 提出書類

- ・ 交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 事業計画書（第 2 号様式）
- ・ 収支予算書（第 3 号様式）
- ・ 最近 3 年間の決算書類
- ・ 法人にあつては登記簿謄本等、個人事業者にあつては住民票の写し
- ・ 法人にあつては会社概要（パンフレット等）、個人事業者にあつては営む事業の概要
- ・ 経済産業省補助金の交付申請書一式（写し）
- ・ 経済産業省補助金の交付決定書（写し）

(2) 応募受付期間

令和 2 年 6 月 24 日（水）～令和 2 年 7 月 31 日（金）（必着）

※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了します。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時 15 分まで）に訪問すること。

(4) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 エネルギー政策係

電話：0742-27-8016 FAX：0742-27-6395

(5) 応募書類（様式）入手方法

- ①ホームページからダウンロード

URL : <http://www.pref.nara.jp/55633.htm>

②窓口配布

奈良県 循環・森林・景観環境部 水資源政策課 エネルギー政策係

配布時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

7. 選考・決定

(1) 受付

奈良県は応募書類を受付したのち申請内容を精査し、その内容に疑義が生じた場合は速やかに応募申込者に連絡し、説明を求める。

(2) 採択

申請内容が妥当であることが確認できたものを採択とし、結果(採択/不採択)については、その結果に関わらず、補助事業者あて文書で通知する。なお、選考の経過等についての問合せには応じられない。

(3) 結果の公表

本補助金の採択結果およびその事業内容の概要について、奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課のホームページで公表する場合がある。

ただし、公表する場合は、事前に事業者連絡し、公表内容等について十分に協議したうえで公表することとし、特別配慮すべき理由がない場合は、補助事業者は公表に協力しなければならない。

(4) 補助金事務手続き等について

採択後、補助金の交付に関する手続き等についての説明を該当者に行う。

8. 補助金の交付等

(1) 実績報告の提出

補助事業者は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は**令和 3 年 3 月 31 日 (水)**のいずれか早い日までに実績報告書(第 6 号様式)を水資源政策課まで提出しなければならない。

<提出書類>

- ・実績報告書(第 6 号様式)
- ・事業実績書(第 7 号様式)
- ・収支精算書(第 8 号様式)
- ・設置状況写真(施工前、施工中及び設置完了後の写真並びに設備に表示の型式等の写真)
- ・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証
- ・経済産業省補助金の実績報告にかかる書類一式(写し)

・経済産業省補助金の額確定通知（写し）

※1 経済産業省補助金の額確定通知（写し）については、一般社団法人次世代自動車振興センターから額確定通知があつてから提出するものとする。

※2 事業が翌年度にわたるときは、**令和3年4月9日（金）**までに水素ステーション整備支援事業補助金年度末実績報告書（第9号様式）を、知事に提出するものとする。

(2) 書類審査・現地検査

(1)により提出された実績報告に基づき、書類審査および現地検査（出来高確認）を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。

(3) 補助金額の確定

(2)により申請内容の履行が確認された後、補助金の額の確定を行い、補助金額の確定通知をもって補助事業者に知らせるものとする。

(4) 財産の処分制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

(5) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

①奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。

②補助金を本事業以外の用途に使用したとき。

③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。